

「長野県森林づくり県民税の再検討」の概要

～平成25年度(2013年度)以降の継続に向けた4つの制度改善～

長野県地方税制研究会（以下、「地方税制研究会」という。）では、長野県森林づくり県民税（以下、「森林税」という。）について、地方税制研究会と専門部会をそれぞれ5回開催し、幅広かつ真剣な熟議を重ねてきた。合計10回にわたる討議を通して、各委員から様々な意見が提示され、それを取りまとめたのがこの報告書（概要）となっている。

これまでの議論から、以下の4つの制度改善が必要であるという結論に至っており、特に最初の3つは、平成25年度以降に課税を継続する前提となると考える。

第1の制度改善：「切捨て間伐」支援から「搬出間伐」支援への方針転換

- これまで森林税による間伐支援は、国の造林・治山事業等の対象とならない里山の小規模・分散的な私有林を対象として、間伐材の搬出への支援は対象とされてこなかったが、このような「切捨て間伐」支援だけでは、衰弱しつつある里山の森林を維持するのが精一杯であり、森林の活力を増したり、林業の活性化・発展を期待したりするのは難しい。
- このため、森林税の使途を見直し、「切捨て間伐」に対し支援を行いつつも、「搬出間伐」に対しても支援を広げる方針に転換すべきである。また同時に、間伐材の利活用拡充や間伐を担う人材の育成等の政策を大幅に拡充するなど、「搬出間伐」支援を補完する事業を実施すべきである。

第2の制度改善：森林づくり推進支援金における県の説明責任の明確化

- 市町村に交付される森林づくり推進支援金は、長野県が超過課税を行っている以上、すべての責任は長野県にあり、使途の説明も長野県の責任に帰するが、現状は、この説明責任がきちんと果たされる制度とはいえないというのが、地方税制研究会の判断である。
- 長野県の責任が明確になるよう森林づくり推進支援金の対象となる事業をより詳細かつ具体的に限定し、交付に先立つ事前の審査のみならず、事後の検証も厳格に実施し、事業の計画から点検まで、すべて長野県が説明責任を果たせるようすべきである。

第3の制度改善：水源林の保全対策へと事業内容・事業実施地域の拡大

- ① 全国の状況を見ても森林税の使途としてまず想定されるのが水源林保護であること
 - ② 水源の重要性が県民や市町村議会ですすますます高まっていること
 - ③ 報道でも騒がれているように、外国資本による森林、特に水源林の買収拡大が近年、大きな問題となっていること
- から、これまで里山の間伐に集中していた事業を水源林の保全事業へと拡大すべきである。

第4の制度改善：広域化・全国化：森林づくり関係独自課税の制度改革

- 森林税の理論は、公益を発生させる森林地帯と、その公益を享受する都市部との間で財源を再配分するところであり、森林税は、森林からの公益の及ぶエリアでまとまって実施する方が、各県単独で行うよりもはるかに合理的であることから、まずは近隣の隣接県と森林税を共同実施することが求められる。
- すでに33県が森林税を導入しており、実施していない都県が首都圏、大都市圏の自治体に集中していることから首都圏・大都市も含めて森林関係の超過課税を全国化し、それによって財源の地域的な再配分を大規模に行うことが、わが国の森林を維持し活性化するために最も求められる方策である。